

総行経第2号  
令和7年1月8日

各都道府県 行政改革担当部局 御中  
各都道府県 市町村担当課 御中  
各指定都市 行政改革担当部局 御中

総務省自治行政局行政経営支援室

自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応について

資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用については、令和6年12月に「資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について」（令和6年12月5日付総行経第35号行政経営支援室長通知）を発出したところですが、今般、令和7年度地方財政対策において、別添のとおり、学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に1,000億円を計上（前年度比+300億円）し、普通交付税の単位費用により措置することとされましたので、引き続き、適切に対応いただくようお願いします。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しましても、本通知について周知方よろしくお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

問い合わせ先

所属：総務省自治行政局行政経営支援室

氏名：田川、中山

連絡先：03-5253-5519

E-mail：gyoukaku@soumu.go.jp

## 物価高への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に1,000億円を計上(前年度比+300億円)
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)と津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)における建築単価の上限を引上げ

### 1. 自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応

- ① 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰に対応するため、一般行政経費(単独)に400億円を計上(前年度同額)
- ② ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に600億円を計上(前年度比+300億円) ※ 普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ

### 2. 公立病院・庁舎の建築単価の引上げ

- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する
  - ① 病院事業債:公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(52.0万円 ⇒ 59.0万円)
  - ② 緊急防災・減災事業債:津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(46.8万円 ⇒ 50.1万円)

※ いずれも令和6年度事業債から新単価を適用